



香港ニュース

◆香港のキャッシュレス事情について

2020年1月号
千葉銀行 香港支店

《 はじめに 》

東京都の約半分の面積に 740 万人が住む香港は、毎年 6,800 万人もの観光客が訪れる観光立国です。そして、隣接する中国・華南地区と香港及びマカオを含めた巨大な経済圏「グレーターベイエリア※」には 6,900 万人を越す人々が居住しています。

香港政府は、金融サービスでこの巨大市場を取込み、フィンテックを駆使しアジアのハブとしての地位を獲得しようとしています。そのため、政府はさまざまな政策を打ち出しており、その中でもキャッシュレス化により金融サービスの多様化が広がっています。

今回のレポートでは香港のキャッシュレス事情についてお伝えします。

※広東省珠江デルタ地域の 9 都市（こうしゅう しんせん とんがん ぶつざん けいしゅう こうもん ちょうけい ちゅうざん 廣州、深セン、東莞、仏山、惠州、江門、肇慶、中山、じゅはい 珠海）と香港及びマカオ特別行政区から構成される都市

《香港のキャッシュレス決済手段と現状について》

(1) キャッシュレス決済手段について

世界各地には様々なキャッシュレス決済がありますが、一言で言うと、「物理的な現金（紙幣・硬貨）を使用せず活動できる状態（=キャッシュレス）」と言えるでしょう。現段階では、以下のように整理できます。

キャッシュレス決済手段の例

	プリペイド (前払い)	リアルタイムペイ (即時払い)		ポストペイ
主なサービス例	電子マネー (交通系、流通系)	デビットカード (銀行系、国際ブランド系)	モバイルウォレット (QRコード、NFC等)	クレジットカード (磁気カード、ICカード)
特徴	利用金額を事前にチャージ	リアルタイム取引	リアルタイム取引	後払い、与信機能
主な支払い方法	タッチ式 (非接触)	スライド式(磁気) 読み込み式(IC)	カメラ/スキャナ読込 (QRコード、バーコード) タッチ式(非接触)	スライド式(磁気) 読み込み式(IC)

(出所) 本邦経済産業省 HP より筆者作成

キャッシュレス化のメリットとしては、①現金を持ち歩かなくても良い、②スマホで簡単に利用状況を管理できる、③支払いがスムーズになることで買い物のストレスが軽減され、購買意欲が上がり、消費の拡大が期待される、などが挙げられます。また、事業者側もレジの精算に割かれていた人的コストだけでなく、現金の紛失や盗難被害のリスクも軽減することができます。

一方、デメリットとしては、①加盟店でしか利用できない、②操作方法に慣れる必要がある、③災害時・端末故障時のリスクがある、④セキュリティ・情報管

理上のリスクや導入コストがかかる、などが挙げられます。もっとも、先に挙げた事例以外でも多くの面で、メリットがデメリットを上回っており、利便性の高さから、キャッシュレス化は着実に広がっています。

(2) キャッシュレス決済の現状について

香港のキャッシュレス決済と言えば、オクトパスカードです。これは、ソニーが開発した非接触型決済システムの先駆けである「FeliCa」（フェリカ）を世界で初めて採用し、香港返還後の 1997 年に導入されました。地下鉄、バス、路面電車などの公共交通機関だけではなく、コンビニやスーパー、飲食店など小額決済には殆どの場面で利用でき、生活に欠かすことはできません。

それ以外にも、オフィスビルやマンションなどの鍵としてのセキュリティ機能も担っています。現在、人口の約 5 倍となる 3,500 万枚が発行されており、16 歳から 65 歳までの香港市民の 99% が利用しています。

同カードに慣れ親しんだ市民にとっては、非接触決済がスムーズに受け入れられており、多くの店舗のレジには、専用の決済端末に加え、非接触式カード用の決済端末が設置されています。



(出所) 筆者撮影

また、QR コード決済に対する競争力低下を懸念して、2019 年 12 月には香港の同カードのチャージ上限額を 1,000 香港ドル（約 14,000 円）から 3,000 香港ドル（約 42,000 円）に引き上げる対抗策を打ち出しており、利便性が増々高まっています。

《決済サービスの変化》

グレーターベイエリアを含む中国本土では、クレジットカードの普及率の低さや、急激なスマートフォンの普及拡大を背景に、コストをかけずに利用環境を整

えられる QR コード決済が主流となり、決済インフラとして定着しています。

香港でも、中国の代表的な QR コード決済アプリ、アリババによる「アリペイ (Alipay)」やテンセントの「ウィーチャットペイ (WeChat Pay)」などが香港金融管理局 (以下、HKMA) からライセンスを取得し、2017 年よりサービスを開始しています。

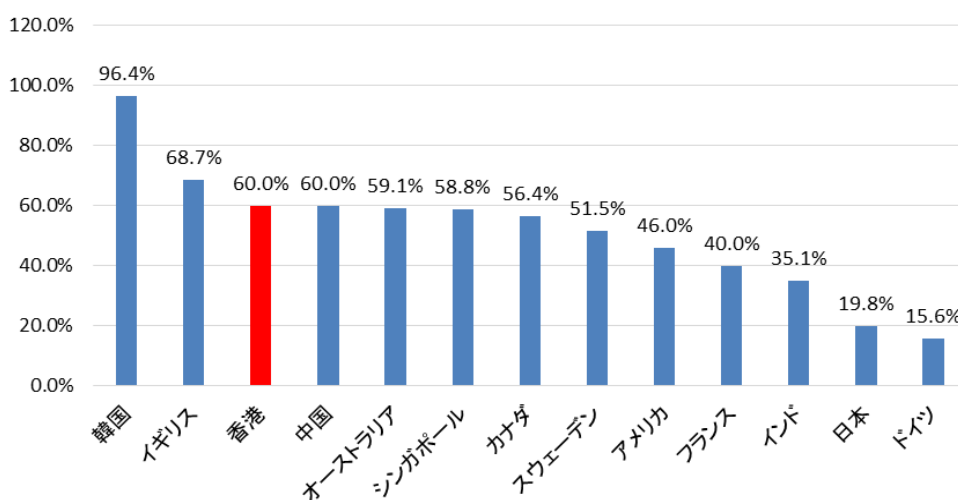
現在、QR コード決済の利用場所は、飲食店・小売店、一部のバスやタクシーなどに限られますが、2020 年半ばには香港の地下鉄改札でアリペイの運賃決済サービスが開始される予定です。全 93 駅中 91 の駅に導入され、読み取りにかかる時間も 0.4 秒と、オクトパスカードとほぼ同じ速さで利用可能とされています。また、2021 年にはウィーチャットペイなどその他の QR コード決済アプリも改札でのサービス開始を予定しています。

《政府・金融機関などの新サービス》

HKMA によると、香港のキャッシュレス決済比率は個人消費全体の 6 割を占め、2 割程度の日本と比較すると高い水準であることが分かります。

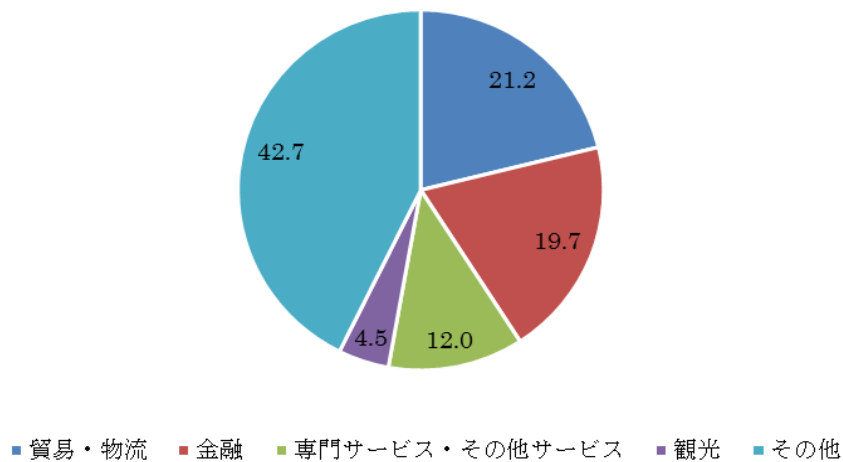
一方、香港の GDP に占める金融セクターの割合は 19.7% と高水準です。また、名目 GDP に対する現金流通残高比率 (2016 年) は 17% と日本 (20%) に次ぐ高さであり、日本同様、現金依存度も高い実態が見えてきます。そのため、香港政府や金融機関は、多くの人にキャッシュレス決済を利用してもらえるように、イノベーションを活用したさまざまなサービスやモバイルアプリの提供を行っています。

キャッシュレス決済比率の状況 (2016 年)



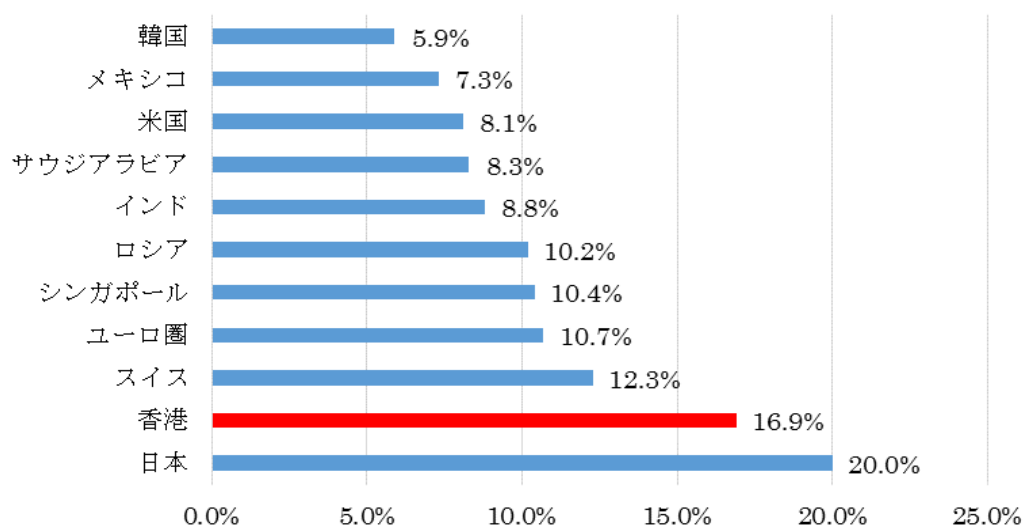
(出所) 野村総合研究所「キャッシュレス化推進に向けた国内外の現状認識」より筆者作成

主要4産業 GDPの構成比 (%) (2018年)



(出所) 香港貿易発展局 HP より筆者作成

各国の現金流通残高の対名目GDP比率 (2016年)



(出所) [BANK FOR INTERNATIONAL SETTLEMENTS] HP より筆者作成

代表例が、2018年9月から開始した「Faster Payment System」(以下、FPS)の運用です。香港内の銀行(HSBC、スタンダード・チャータードなど)や電子決済サービス(アリペイ、ウィーチャットなど)が同サービスに参加しており、異なる銀行や電子決済サービス間で、24時間365日、メールアドレスや電話番号を使って即時送金が可能となりました(通貨は香港ドルと人民元に対応)。

例えば、複数人で外食をして割り勘をした際、小銭を持ち合わせていなくてもその場で精算できます。さらに、2019年11月からは税金や水道料金など公共料金支払いでもFPSの利用ができます。

スタンダード・チャータード銀行が提供するモバイルアプリでは、チャットメッセージ内で金額を入力することで、チャット相手に送金することができます。

また、キャッシュカードや暗証番号を用いずに、アプリ内で表示される QR コードを ATM にかざすことで現金を引出すことが可能となっており、同行の ATM すべてが同サービスに対応しています。同行の他にも、モバイル決済サービスで先行する香港上海銀行などがキャッシュレス化を推進しています。

政府主導で進めるフィンテック支援の取組み

項目	内容
高速決済システム (FPS) の導入	異なる銀行間および電子マネーでの送金。
フィンテック監督サンドボックス (FSS) の改良	FSSとはHKMAが銀行・企業からフィンテックの許認可に関する問い合わせに対応するために設けられた専用ポータル。チャットルーム設立、企業が銀行を介さずHKMAに直接問い合わせできるようにするなど。
仮想銀行の奨励	仮想銀行免許を複数企業に付与。
バンキングメイドイージー案の推進	銀行業界と協力してイノベーションを妨げる可能性のある規制を緩和。
API(アプリケーション・プログラミング・インターフェース)開放を促進	銀行と企業の協業を促し、金融サービスの改善やイノベーションを実現させる。
他国、他地域との連携を強化	深センやシンガポールと協定を締結。
研究開発と人材育成を強化	政府系機関と連携し、フィンテック人材を育成する。

(出所) HKMA HP より筆者作成

《おわりに》

決済手段の多様化に対応するため、小売業やサービス業が香港へ進出する際に、決済システムの導入が必須と言えます。

今後グレーターベイエリアの発展や、世界中から訪れる観光客のインバウンド需要に対応しうる電子決済サービス（アリペイやウィーチャットペイなど）が、新たな決済手段として定着するのかどうか関心が集まります。同時に、フィンテック対応を加速させる政府や金融機関により、イノベーションを活用したサービスが誕生することが予想されます。

今後も香港のキャッシュレス化の動向について注視して情報提供を行ってまいります。

千葉銀行香港支店では、千葉県企業の香港・中国華南地区への進出等を全面的にサポートしております。現地法人設立の手続きや、オフィス・工場物件の紹介、税制等の情報等、幅広いサービスを提供させて頂いております。また、実績豊富な中国進出のためのコンサルタントを紹介することも出来ますので、弊行お取引店を通じ、お気軽にご相談下さい。

※ ここに掲載されているデータや資料は、情報提供のみを目的としたもので、投資勧誘等を目的としたものではありません。投資等の最終決定は、ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

※ また、弊行は、かかる情報の正確性や妥当性については、責任を負うものではありません。